

第 6 回大阪府市統合本部会議

1 開催日時

平成 24 年 2 月 13 日（月） 14：00～15：45

2 場所

大阪府咲洲庁舎 2 階 咲洲ホール

3 出席者（名簿順）

松井大阪府知事、橋下大阪市長、小河大阪府副知事、田中大阪市副市長、山口大阪府 PT 長、京極大阪市 PT 長、飯田特別顧問、上山特別顧問、古賀特別顧問、堺屋特別顧問、橋爪特別顧問、原特別顧問、大江大阪府環境農林水産部環境政策監、山本大阪府環境農林水産部副理事、玉井大阪市環境局長、東大阪市環境局理事兼エネルギー政策室長兼環境施策部長

4 議事概要

（山口 PT 長）

それではただいまから第 6 回大阪府市統合本部会議を開催させていただきたいと思います。まず、本日の会議にご出席いただいております、環境エネルギー政策研究所長の飯田哲也特別顧問を紹介させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（飯田顧問）

このたび府と市の特別顧問を拝命しました環境エネルギー政策研究所の飯田でございます。特にエネルギー、原子力政策についてアドバイスさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（山口 PT 長）

よろしくお願いいたします。他の先生もご紹介すべきところですが、時間も限られており、お配りしております名簿で代えさせていただきます。

それと冒頭でお願いいたしますが、この会議はインターネット中継もされていますし、会場も広いので、かならずマイクをご使用いただきたいということでよろしくお願いいたします。それではさっそく議事に入らせていただきたいと思います。

本日の議題は、御手元の次第のとおり、協議事項と報告事項、それぞれ 1 件ずつ、おおむね 15 時 30 分まで、90 分間ということで進めさせていただきたいと考えておりますのでご協力よろしくお願いいたします。

それでは飯田特別顧問が15時までということですのでエネルギー戦略にかかる協議事項から始めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、大阪市玉井環境局長からご説明いただいて、そのあと古賀特別顧問のほうからご説明いただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(玉井大阪市環境局長)

大阪市環境局長の玉井でございます。よろしくお願いいたします。それでは、エネルギー戦略会議（仮称）ということで冒頭私から若干ご説明いたします。

資料は1-1からご参照いただければというふうに思います。エネルギー施策につきましては、これまで大阪市では大阪市域をベースにしてすすめてきたわけでありますけれども、橋下市長がご就任されて後、エネルギー施策につきましては、市というせまい単位じゃなしに、府市レベル、さらに関西広域を念頭において検討の幅を広げていくということを進めてまいりますとともに、脱原発依存、あるいは発送電分離を大きな柱といたします、関西電力株主権の行使、株主提案を行うにあたっての内容検討の指示を受けてまいりました。この間、大阪府環境農林水産部とわたしども大阪市の環境局とで上山特別顧問、また古賀特別顧問、飯田特別顧問と数回にわたって打合せを行ってまいりますとともに、さまざまな指導、助言をいただいております。

そして、今日の原発を含めましたエネルギー情勢でありますとか、大阪、関西の地域特性を踏まえて、電力、エネルギーの供給体制をユーザーの視点から見直すという観点、エネルギー需給構造の転換を大きな狙いといたしまして、府市のエネルギー戦略の検討を進め、産業、経済戦略を含めた全体像を描いていく、そしてそのなかで株主提案をしっかりと位置付けていく、併せて専門的に議論をする場としてこの本日おはかりいたしますエネルギー戦略会議（仮称）を設けることの確認をいただきたい。本日、この府市統合本部会議においてご了承をいただきましたら、以降、戦略会議を数次にわたって議論を重ねまして、資料1-2にございますように、特に大阪市がこれから行ってまいります株主提案については、3月中旬にその骨子を整理し、4月上旬には内容を府市統合本部においてご確認をさせていただきたいと考えております。

また、国のエネルギー基本計画でありますとか、戦略も今後注視をしながら、府市エネルギー戦略を策定し、そして、関西広域ということで発展をさせたいと考えております。

なお、資料1-3ではエネルギー戦略の全体像ということで、裏表4つの観点から自治体あるいは国、民間がどういった役割と手法というものをもつべきかという点につきまして、特別顧問のほうで素案の概要を作成いただいております。

また資料1-4ですけれども関西電力に対しまして、さまざまな情報開示を求めてまいりたいと考えておりますので、この資料1-3、あるいは1-4と併せまして、

特別顧問のほうからコメントいただければありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(山口PT長)

ありがとうございました。それでは続いて古賀顧問よろしく願いいたします

(古賀顧問)

事務局のほうで資料を作っていただきありがとうございました。土日作業をお願いして申し訳ありませんでした。

資料1-1に書いてありますエネルギー戦略会議（仮称）ということなのですが、府市統合本部でいろんなことを決めていただくわけですが、かなり専門的な内容にわたる議論が必要になりますので、そういったことを含めて統合本部の下にエネルギー戦略会議というものをつくって、そこで集中的に議論をしていこうということでございます。発想は1-1の一番下の四角に三行で書いてありますが、このなかにもいろんな言葉がかいてありますが、まず大阪、関西という視点ですね。いままで中央集権で全部、国に頼って、国にお任せでやって来たエネルギー政策というものを大阪、関西という視点で地方が中心になって考えていこうというのが一つ、それから、安全、安定、安価とありますが、これ逆にとれば、原発が実はあんなに危ないものだったと、あるいは、安定だとおもっていたけれどひとつ事故が起きたら夏が越せるかどうかかわからないという状況になっている。あるいは、諸外国に比べて非常に高い電力料金を知らないうちにとられていたということがわかってきているのですが、その反対を目指そうということでもあります。

それから、住民・ユーザー視点はいままでは、どうしても電力会社中心の視点の電力行政、エネルギー行政になっていたのを、住民・ユーザー視点で根本的に見直さなければならないという視点です。

それから国でも改革の議論というのは始まっているんですけども、やはりスピードという面で国がなかなか動けないのであれば、大阪、関西のほうから動いて国に先駆けて進めていくというポイント、それから、公正で開かれたということですが、この間情報はですね、非常に閉ざされた形でわれわれが知らないうちにいろんなことが行われてきた、あるいは競争という面で必ずしも公正な競争というものが実現していないというような問題意識で、公正で開かれた競争的な電力市場を誘導していきたいという視点、そういうことですね、エネルギー社会に新しいものを作っていくということなんですけれども、そういったことを通じて最終的には新たな成長というものにこのエネルギー政策が貢献していくというその土台を作っていくという哲学でやっていきたいということでございます。

資料1-2ですけれども株主提案とうとうと書いてありますけれども株主提案は

急がないといけないのでとにかく早くまとめるということをやりながら、ここの紙では落ちていますが、後ろの戦略の全体像なんかにも出てきますが、その、府や市としてのですね、株主という立場だけじゃなくて府民・市民を代表するという考え方でたとえば条例という形でなにかできないか、ということもこのなかに入れていきたい。それになるべく早く案をだしていきたいと考えています。

そして、エネルギー戦略の全体像、これはあとで飯田顧問のほうからコメントをいただきたいと思います。資料1-4、関西電力に対する情報請求について（暫定案）ということです。これはですね、ひとつは、大飯原発が再稼働という動きになっていきますが、この夏に向けてですね、関西電力がですね、どうやって、関西地域の電力安定供給を果たしていくのかということをお大阪府・大阪市として責任をもってこの点について問いただしていかなければならないし、原発ってということについては、基本的には脱原発依存という方向性を目指すという、方向は打ち出されておりますので、それを前提にしたときに、なんとなく足りなさそうだから原発を動かすということではないのかという問題意識が根底にございます。

それを議論するにあたって、まだ、われわれは十分な情報を持っていない。これはいままで、府民・市民が情報与えられないまま原発というものが動いてきたということ、そこからですね、やっぱり必要な情報をまずもらうということが議論の大前提だということでございます。ここに書きましたのはひとつには電力の安定供給に関連する情報、これをできる限り詳しく出していただきたいということでございます。たとえば、来年度中の電力需要の見通し、これもですね、常に問題になるのはピークアワーというようなかなか短く区切った時間単位のなかでの需給の見通しってというのが必要なので、そういったデータとか、あるいは過去の実績も含めて、さまざまなデータ、これは実は関西電力に限るデータではなくて、西日本、広域で見て、電力の融通というものが行われているわけですので、そういった広い地域に広げてデータを集めていく必要がある。そうすると実は関西電力だけでは足りない可能性もあるのでそのあたりも含めて、経済産業省、資源エネルギー庁といったそれぞれの当局に対しても、私どものほうから協力をお願いしていくこととしております。すでに接触は始めているんですが、まだ具体的な動きにはつながっておりません。そういうこともやらせていただきたい。

それから、ちょっといろいろ飛んで申し訳ないんですが、二つめの黒丸は、原発の安全、安心の確保ということで、これも府民・市民、大変な関心を持たれていると思います。特に原発は大阪から遠いと認識されていたわけですが、去年の3月の福島第一原発の事故の際には、官邸において原子力委員長の近藤さんが作った資料もあって、それは封印されていたわけですが、たとえば170キロ圏でも強制退去という可能性があったと、250キロ圏でも住民に自主避難というものを認めていかなければいけないんじゃないかというような情報が隠されていたというようなこ

とを前提にしますと、実は大阪というのは必ずしも原発から遠いとはいえないという状況ですので、そういう前提でいろいろな情報をいただかないといけないということで、原発の安全性についても可能な限り情報をいただきたい。

原発を動かさないで足りるか足りないかという議論のほかに、仮に足りるとしてもものすごく電力料金があがりますよという議論があります。そもそも日本の電力料金非常に高いんですが、東京電力の値上げについてさまざまところから意見がでています。過去東京電力がいろんな無駄をしていたということが明らかになってきている。事故があったからたまたま明らかになったんですが、やはり競争のないところでは、ものすごく無駄なコストが積み上げられている可能性があるということで、これは東京電力に限ったことではないと考えるのが普通の考え方だと思いますので、そういった視点で関西電力がどれだけコスト削減の努力をされているのか、あるいは、過去に非常に無駄なものが市民・府民に電力料金としてかかっていたのではないのか、そうであれば、本来それは取り返していかなければならない、そういった考え方も含めて、コスト削減に関連するデータをいろいろ出していきたいということで、そこに書いてあるようなものをお願いをしていくということでございます。これはできるものからどんどん出していただいて、さらにわからないところがあれば、どんどん、われわれのほうから御尋ねしていくと、ただ、これは関西電力をたたくためにやっているということではないので、そこは、事務的にしっかりと冷静なやりとりを通じてですね、少しでも府民・市民の理解を得られるような情報をいただきたいと考えております。以上です。

(飯田顧問)

では資料 1-3 のエネルギー戦略の全体像の枠組みを手短に説明させていただきます。先日、古賀顧問と上山顧問と府市のみなさんと顔をあわせたときにブレインストーミング的に出したもので、この枠組みは上山顧問のほうからご提案いただいたものです。

大きく目的、縦軸としては、住民の安全確保、安定供給及び持続可能性、裏面にいきまして、コスト競争力とその裏返しとしてのリスク回避、そしてエネルギー産業の育成という縦軸に対して、表にもどりまして、項目とそれぞれのどのレベルで自治体、国、さらには民間でやっていただくもの、という枠組みを、まずは最初の検討の手掛かりとして整理したもの。これは、今後エネルギー戦略会議の立ち上げが認められれば、いくつか精緻に検討していくというものです。

手法としては、条例、協定、さらには株主提案といった形で、さまざまな手法で実現を目指すというものでして、いくつか、サンプル的にご説明しますと、たとえば住民の安全確保でいえば、脱原発依存というものを条例で定めていくという手法もあります。下線がひいてありますのは、おもに株主提案で実現していくものですが、ここ

は後半と重なっているのですが、アンダーラインが引いてあります。

同じ、脱原発依存の裏側のコスト競争力のところをみていただきますと、株主提案としては、原発を持っていること自身が、東京電力が現状の賠償の枠組みでは一気に倒産しかねないという状況ですから、賠償リスク、倒産リスク回避ということでも株主提案でだしていけるという両面作戦で。

そういったものであるとか、ちょっといつたりきたりして恐縮ですが、表にもどっていただいて、今の古賀顧問の説明のあった情報開示、今回、まずは要請という形で求めることになりますが、株主の帳簿閲覧権で見ていく方法と情報開示義務を条例もしくは協定という形で協力を求めていくという形でより強制力を強めていくということも検討できるのではないかと考えています。

安定供給については、今年の夏が当面の勝負なわけですが、分散発電をしっかりと関西電力にしっかり買い取っていただくと、一時間単位、もしくは30分単位でピークのときに買いあげていく、安定供給に資するとともに、民間のビジネスを促していく、両面の作戦となっております。

それから関西電力、電力会社は需給調整契約というものをもっておりまして、ピークのときには需要家に下げてくださいという契約があるのですが、それを発動したのかしなかったのか、どの程度の契約があるのかというのもほとんど情報開示もなければ、それをピークに備えて拡充していくということもなされていない。

あるいは、さらに、ピークのときに電気料金を上げるという話もあるのですが、電気料金をあげて電力会社にはいるよりは、たとえば地方環境税として、ピークのために安定供給を促していくというピーク調整金といったことも制度的に考えていくと。

また、話題にのぼっているLNG発電所の新增設、これは、時間がかかりますが、大きな目玉になります。というような枠組みで。詳細はまた見ていただくとして。

コスト競争力、裏側にいきまして、これは株主提案としては、たとえば、これまでは実際には電力市場の6割が競争市場であるのにもかかわらず実際には3パーセントしか新規参入がないということは事実上のカルテルを結んでいて地域間競争がないと、むしろ、関西電力が外の電力市場に打ってでる、場合にはよっては、M&Aをしていくといったことも検討していく、同時に電気事業連合会を脱退していくということも必要だと、そして、発送電分離を自らおこなっていくことによって新たな市場のノウハウを獲得していくといったことも。

最後、エネルギー産業の育成のところ、色々書いてありますが、とりわけ分散型エネルギー、再生可能エネルギー、第四の革命といわれる、毎年30パーセントの成長が実現している、そこにおいて日本は世界の市場のわずか1パーセントしかないと、非常にまあ負け組になりつつあるので、まさに堺屋顧問がおっしゃっている知価革命、知識産業としての新しいエネルギー産業がここに根付いていくというような手法を考えていけるといいのではないかと思います。詳細は割愛しますが、まあ、国と

してはそういう形で。そういった方向を段階的にしかもスピード感をもって実現していきたいと考えております。以上です。

(山口PT長)

ありがとうございました。ここからは意見の交換をしていただきたいのでよろしくお願いします。

(橋下市長)

すいません、色々とエネルギー戦略の件でご尽力いただきまして。株主提案で下線部引いていただけてますが、リーガルチェックをした後になるんでしょうが、議決権ができることだけが対象となると思いますので、実際にはこれは提案書としては出すけれども、ちょっと法的な戦略。もしあんまり合法にできなければ。

(古賀顧問)

もちろん、ここに書いてあるのは、そのまま出して、はいはいと言って議決の議題になるかっていうと、普通はそうではなくてですね、定款変更といった形をとるかとかですね、いろんな技術的なことを検討したうえでやっていかないと、なかなか議題としても取り上げていただけないというのが、特に大企業の株主総会の実態だと思いますので、そういう限界は踏まえたうえでですね。ただ、とりあげてもらえそうもないから一切提案しないということよりは、すこし広めに提案させていただくと。それを議題にさせていただく場合もあるだろうし、議題にはならないけれども、経営の参考にしていただくこともあると考えていきたい。

(橋下市長)

局長、これ、そういうことで法律に沿ってきちぎちのやつじゃなくて、よくやる提案として広くやって、後は法律に照らしてというような。

(玉井大阪市環境局長)

古賀顧問のほうからおっしゃられましたように、基本的には定款の変更が通常のやり方になるだろうと思ってますので、そこにふさわしい部分と、提案理由の中にこうした要件を散りばめていくとか、あるいは経営方針変更を求める観点から問題提起をする部分と、色々仕分けは議論しながらしていきたいと思っていますし、最終的に骨格が固まりましたらリーガルチェックのような手続きをしたいと思っています。

(橋下市長)

神戸市と京都市の今の状況というのはありますか。

(玉井大阪市環境局長)

先日も京都神戸のそれぞれの環境局、環境政策サイド、あるいは局調整のサイドのほうに私どもの現在の状況を伝えて、できる限り共同歩調をとっていただきたいとの申し入れをしております。今日この本部会議の方で戦略会議を御承認いただければ議論をスピード感を持って詰めていきますので、そういった状況も提供しつつ、3月の中旬の骨子を固めるところについてはポイントの時期になると思ってますので色々と動きはとって行きたいと思っております。

(橋下市長)

昨年の知事選市長選ダブル選挙で提案権はやりますよということで僕ら2人当選したこともありますのでね、株主総会でちゃんと株主としての権利を行使するのは市民の皆さん、府民の皆さんに対する約束なのでやらなければいけないんですけど、提案権だけでなく、大飯の再稼働の問題、これから色々問題になってきますけども、結論はどうであれ、質問権をしっかりと行使したいと思うんですね。総会屋になってはいけないので、オープンの中でちゃんと大阪市という立場で適切な質問権を行使し、関電サイドとのやり取りをオープンの中で見せると言うのが重要だと思っています。その際に、僕自身が質問権を行使するのは、1から勉強してですね全部頭に詰め込んで話になると、正直トップがそこまでやるのは大変なところがありましてね。どう質問権を行使するのか、今まで大阪市は市長が必ず出ているわけではないですから、委任状か代理人という形で質問権行使が可能なのか、関電と敵対関係なるというよりも真摯に質問権の行使についてしっかり協議していただきたい。僕の意図としてはできたら、古賀特別顧問、飯田特別顧問、ないしはそのチームのほうで、質問権をしっかりと関電サイドとやり取りをしていただくというしつらえをお願いしたいと思っていまして、そこは真摯に関西電力の方と協議をやらないと、個々の視点から総会屋対策でやられてしまうかもわかりませんが、そこをちょっとお願いしたいなと思っています。

(玉井大阪市環境局長)

わかりました。そのあたりも今ちょっと法的な面も含めてチェックしていきたいと思っています。市長がおっしゃっていただいたように、関電サイドとも真摯に協議していきたいと思っておりますので、またそれはまとめて報告させていただきます。

(橋下市長)

関電としても、古賀さんや飯田さんが言う電力問題に対しての質問に対しても適切に答えるのがベストだと思います。そこは真摯にしっかりと協議してほしい。提案権とともに質問権を行使することが全国から一番見られるところですのでお願いします。

(堺屋顧問)

大阪市、神戸市、京都市の持ち株の比率は。

(玉井大阪市環境局長)

大阪市が約 9%、神戸市が約 3%、京都市が 0.5%程度です。その 3 市合わせまして 12.5%です。

(堺屋顧問)

他の自治体で持っているところは。

(玉井大阪市環境局長)

堺市も持っておられませんので、3 市のみになろうかと思います。

(橋下市長)

古賀さん、飯田さん、質問権のところが非常に重要になってくると思いますので。

(古賀顧問)

実は我々も関西電力の株主になろうかなと話してたんですけども、それはインサイダー取引にあたるということでそれはできないので、関西電力とも相談させていただきたい。

(橋下市長)

情報請求について、これは株主としての法的な情報請求なんですか。大阪市としてですか。

(古賀顧問)

両方の意味があると思うんですね。株主として情報閲覧権によるものと、それだけでは無く、府民・市民を代表する知事、市長の立場から、これだけ聞いて説明したいというものと、原発稼働に関しては株主というよりは、府民市民の安全を守るという立場で質問させていただくと。法的な権利以外で求めている部分もありますから、あくまで関西電力側の協力を期待しながらやっていくことになる。粘り強くやりたい。

(橋下市長)

株主としての情報請求ではありませんので、府市統合本部としての情報請求ですから、本部長として強く関西電力のほうへ請求といいますか要請といいますか。法的な権利ではないので、当然だというスタンスではダメだと思うんですけども。是非本部長からお

願います。

(堺屋顧問)

究極的に送電・発電を分けるかどうかの問題が出てくると思うんですね。古賀さんはご存知かと思いますが電気通信の方は私が初代電気通信担当大臣でありまして、そのときに、送電線の借用についてそれまではN T Tが持っている電線を他の電気通信会社が使うときはN T Tの業務に差し支えないということを使用申請者が証明しなければいけなかった。それをあの時の電気通信法の改正でN T Tが証明しなければいけなくした。逆転させたんですね。そしたら、それまで、4万本しかなかった日本のブロードバンドが4年間で2000万本、料金が4分の1になった。その法律のすぐ直後に電力自由販売の法律ができたんですよ。その時は、私担当大臣ではなくて通産大臣が担当大臣で、同じ議論をしたんですね。ところが私が担当した通信法は強引にやったから成果があったんですが、電力は3年後に立ち消えになったんです。その当時の国会や内閣の議論や資料を是非読んでいただきたいと思います。ずっとやっておったんで、どういうところが難しいかがよくわかると思います。その結果今は約3パーセントですね。一時は電力取引所もできましてね、一時は進んだんですけども。止まったんですね。そういうことが2度と無いように、やはり今回の改革は東京電力を始めとして非常に必要性に迫られてると思うし。

大阪市自身がガス発電をする、I P Pになる可能性があるんですね。これは非常に重要な話ですので、是非、しっかりした担当をつくってやっていただきたい。スマートメーターについては、国全体の大政策なので大阪市、大阪府から提案をして全体を変えていくような方法をとれるかどうか、非常に厄介な問題であります。実際私自身が2年間担当いたしましたので、非常に難しいことが分かっています。

もうひとつ、是非考えていただきたいのは、原子力もさることながら、石油も大変です。イラン問題ですね。エネルギーの問題は前に石油ショックの時にいっぺんに原子力へ走ったんですよ。なんでも原子力がいいんだというのは何で起こったかということ石油ショックですね。たくさん作られて。今度は、原発事故が起こったら二酸化炭素の事は知らん顔をして、化石エネルギーに走ってるわけですが。そのどういうようにここに25年3月までの提案と書いてありますが、既存の電力会社は長期契約を行っているが、これからのI P Pはどうなるのか。それをきちんとしておかないと専門家の間では議論にならないという状態になります。これは長い統計と議論のある話なので、今の一時的なものに走ると、必ずしも格好良いことにはならないので、その点は専門の見地から十分に議論していただきたいと思います。エネルギー問題は非常に興味のあるところで、またもっとも専門的データも出ておりますから、全体として考えていただきたいと思います。

(松井知事)

情報請求については、民間会社ですから関電も、知事と市長としてこういう情報を下さいよというお願いベースになりますよね。ですから、こちらからこういう紙を持ってお伺いして頼まないといけないと思うんですけど。具体案で部局の方、相談してアポイント入れてもらって具体的に日程等の調整入ってもらえますかね。

(橋下市長)

本部長が行かれるということで。

(松井知事)

日が合えば、市長と一緒に行って貰います。

(古賀顧問)

結構細かな重たい話と、それから急ぐので、是非もちろん本部長のご都合がつけば行って、我々も含めてやっていただければと思います。それはちょっと調整させていただいて。もし議会とかなんとか色々おありですから、なかなかということであればとりあえず速く走ったほうがいいと思うので、その辺はご相談させていただくということで。

(橋爪顧問)

すいません、一点。住民・ユーザー視点から見直すっていうのが非常に大事な事だと思います。その時にあってはならないことですが、本当に電力が足りなくなった時に東京のように計画停電をするわけではないので、どの地域とかどこがどうダウンするのは全く我々は知り得ていない。それを防ぐために、需給調整契約の拡充は非常に大事な事だと思います。今回の情報請求及び今後の提案の中で需給調整契約の拡充にかなり重点的に考えていきたいと思っています。

(飯田顧問)

今、松井知事のおっしゃったお願いベースの話ですが、もちろんお願いベースなんです。片手には株主の質問権があり、もう片手には条例をこれから作る情報開示義務条例。今のところ考えていますのは、条例は今年の6月に第1回。市は低炭素条例、府は温暖化条例を持っていますので、それを横串で統合した、しかも原子力エネルギーを合わせて、短期的には情報開示義務ぐらいは6月にできると思うんですね。来年に向けてはもうちょっと税財政に踏み込んだ、より大胆な改正をしていく場、これをロードマップを作っていく必要があるんですが。このように二刀流で交渉するということかなと思います。それと、情報開示義務は行政としての非常に強い要求です。

堺屋顧問のおっしゃった幾つかの話はぜひ勉強させていただきたい。あの当時ちょう

ど古賀顧問はOECDにおられて、私は日本で色々と経産省の方々と話をしながらやってきましたので、非常にあの頃の話进行分析しながら。先週も、ヨーロッパで一番成功している北欧のノルドプールの事例に携わった人と話をしましたが、スペインで日本の西日本の同じ一億キロワット規模のですね、風力発電が日本の十倍の二千万キロワットあって、それをリアルタイムで調整する。そこにまさに天然ガス発電とかですね、あと揚水発電をうまく調整していく。非常に、日本の10年後の姿を既に実現している事例があります。発送電分離を先駆けて、例えば関西電力が持ち株会社の分離して、電力市場を運営するノウハウというのは実は一種の知識革命であり、新しいノウハウと新しいソフトウェアがあって、リアルタイムでオンデマンドの分散型発電を借り上げながら、リアルタイムの気象予測を使いながら、日本でいち早くしたところが競争力をもつことになる。まさに堺屋顧問のおっしゃる知価革命をやるためにもこれを先駆けて関西でやるというのがすごく意味があるというのをつくづく実感しました。また、詳しくご報告をさせていただきます。

(原顧問)

エネルギー戦略の全体像、資料1－3については基本的に賛成なんですけど、若干追加のコメントをしたいと思います。特に1の住民の安全確保、2の安定供給は地方の住民、地方自治体にとって死活問題といいますか根本的な課題。これまでこれを国に任せてきたということ自体おかしいのではと言うぐらいの課題であります。国の役割だけでなく、自治体の役割、民間の役割を位置付けて整理されたのは非常に重要なことです。ここで挙げられている自治体、国の役割分担は原則はこのとおりだと思います。ただ特に住民の安全確保という部分で国が仮にここにあげられているような十分な対応をやってくれないということになった時に、自治体として国がやってくれないから仕方ないんですよって済む話なのかが問題だと思います。仮に国が十分な規制なり・安全チェックをやってくれていないという可能性があるのであれば、場合によっては大阪独自の安全基準、独自の原子力規制機関というものを考えてもいいのではないかと。これは必ずしも法改正は必要なくて、関電との間で協定を結べば、協定に基づいて独自基準に服してもらうであるとか、独自の規制機関の検査を受けてもらうなどができるのではないかとおもいます。必ずしも安全規制の部分だけでなくって協定の形による独自規制も他の分野でもあり得るのではないかと思います。

(古賀顧問)

ものすごいご提案であります。まず国の安全規制の体制がどうなのかということが一つ問題です。原子力規制庁が新しくできるんですけども、基本的には経産省の下にあったものを環境省に並行移動するということですね。もともと原子力安全保安院は規制する能力がないことがはっきり分かったわけですけども、そのまま並行移動してどう

やって安全を規制するのかなというのが非常に大きいですね。特に政治介入することによって、例えば、色んな情報開示が遅れてそれによって、住民が被ばくしちゃったと思うんですね。政治が政治的な思惑で介入することによって、本来科学者の専門家と、プロフェッショナルとしての倫理的な使命感に基づいた対応に委ねていれば、おそらくあんなに情報を隠すという事はできなかったと思うんですけど、それができなかった。それを反省したら、普通考えれば原子力規制庁をつくるのであれば3条委員会にしろという議論になってくるはずなんですけど、なぜかそうはならない。環境省のもとへ働く人もかなりの部分が並行移動していく体制が、安全について十分なものと判断するのか。国会の事故調査委員会の黒川委員長の声明では、今回の4月に原子力規制庁を環境省のもとにつくるという法案をそもそも出すこと自体おかしい、なぜなら国会で事故調査委員会が今、本当の原因究明をやっている。そして原因究明だけでなく、それを踏まえた既成の組織のありかたについて提言もしなさいと法律に義務付けられている。夏にそれが出るにもかかわらず、あわてて4月にそのような不十分なものを出していくことは全く理解できない、という黒川委員長のコメントが出ているんです。これは非常に重い言葉でして、これは何のためかと言うと明らかに4月に原発を再開したいから、その時に、原子力規制庁を経産省から切り離しましたというアリバイ作りだと思うんですけども、原さんはそういうことを捉えてですね、そんないい加減なことを国がするのであれば認められないから、大阪で責任を持って府民市民の安全を守るという仕事をやったらどうかという意味合いだと思います。その辺は、国に対しても本当に大丈夫かと言いながら、ダメであれば我々、府や市で何ができるのかを含め検討していかなければいけないと思っています。

(飯田顧問)

今の話も含めて、素案についてはまだまだスカスカでして、これからどんどん皆さんコメントいただいて、戦略会議が出来上がったところで議論したいと思います。

原発の話については、関西広域連合の枠組みになると、滋賀県、京都府、京都市が30キロ圏内に入ってくるので、そこをにらみながら、当面、大飯原発の再稼働について唯々諾々として受け入れるのか、府市統合本部、関西広域連合として暫定基準的なものも提言しながら、話を求めていくといったところも検討していければと思っています。

(堺屋顧問)

自治体に参加するのは大変結構ですけども、自治体に参加すると責任も分担することになる。その能力が、原子力についてあるいは電力の安定供給について、大阪府、市で持てるかどうかは大変な問題なんです。だから参加すると責任も分担するのかどうかという問題が出てきます。エネルギーの問題は非常に複雑で国際的な問題。どこまで情報開示を関西電力になりお願いするのか、あるいは命令するのか。どの責任を府市が持

つのか。これを明確にしておかないと何か起こったときに、府市もいいと言ったではないかと言われますからね。専門的知識を持ちうるのかどうか、限界を、ここまでは共同責任を負います、そこから先は国ですよ、ということを決めておかないとちょっと心配です。

(古賀顧問)

おっしゃるとおりで、大阪が規制機関を持つというようなことを視野に入れていいと思うんですけど、それをつくるというような判断については相当色んな検討が必要だと思います。ただ、国もはっきりいって素人なんですよ。我々はよく分かってるんですが、経産省にいましたから。誰がやってるのかとか、あの人達がやってるんだというのには見えてるわけですから。それに比べて大阪市が劣るかという私は全然そうは思っていません。原さんはそういう実態を現場でよく見られていたので、飯田さんのように信頼できる専門家はたくさんいるので、そういう方の意見をまっすぐ受け止められる組織かどうかという方がむしろ重要なんですね。国の組織がやっているから国の方が安全だとはならないし、日本の人材だけではどうしてもできないところがあってですね、海外の専門家に入ってもらってですね、やってもらおうと。国にやってもらいたい、国がそれをしないのであれば、例えば、関西広域連合で海外の専門家を招いてそういう方々に見ていただくとかね。二重チェックの体制をつくっていくことも考えられると思います。結論の先取りはするつもりはないですけど、国にもっとやって下さいと言いながらも、やっぱり我々としてもいざというときはこういう事ができるんですよということを両にらみで考えていきたいと思っています。

(橋下市長)

知事と僕の大きな方向性として「自立する地域」が一つの大きなテーマですから。いきなり大阪府、大阪市でそういう機関をいきなり作るのは難しいかも知れませんが、府市が核となって、関西広域連合にエネルギー検討会もありますしね、国の機関のシャドウみたいな感じでこちらで議論をして専門家のみなさんにも入っていただいて、国の議論の不透明なところをこちらは全面公開しながらですね、法的な根拠はどうであれ、いずれにせよ関西で原発の問題をしっかりと考えて基準なんかも作っていきますよと、全部霞ヶ関、東京でやるのではなくて関西は関西でやっていきますよということは重要だと思いますから、古賀さんや飯田さんが中心になっていただいて、府市のところからから関西広域連合へステージアップするのかなとか、ここはまた知事が広域連合の委員ですから、いずれにしてもシャドウ的な感じで東京でやっていることに負けないような、むしろこちらの方が信頼をおけるのではないかなと言われるくらいの基準づくりなり検討会を是非やって行きたいと思いますので。堺屋先生がおっしゃたように責任ということが出てくるんですが、でも、まずは、東京にすべてまかせるのではなく、関西で基準作

りから何からしっかり検討してその力があるということを見せていきたいので是非やっていきましょう。

(山口PT長)

それでは、この件は、提案ございました、エネルギー戦略会議を立ち上げさせていただいて、今いただいた本部の責任とか役割を踏まえまして資料1－2にあるスケジュールで進めていくということによろしいでしょうか。

(松井知事)

この日程で進めていきたいと思います。関西広域連合には一度打診してみます。

(橋下市長)

飯田さん、国もどうなるかよく見えない今、右行ったり左行ったり色んな事やってますんでね。脱原発依存といった次の展望を出さないことには。それだったらどうしていくのか道筋を示した上でやっていかないと。東京と張り合っていて、まさに切磋琢磨して戦略を出していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

(松井知事)

飯田さん、古賀さん、どういうメンバーでやれば必ず評価できる、原発についての審査もできるというのはだいたいあるんですか。こういうメンバーでとか。

(飯田顧問)

エネルギー戦略会議については古賀顧問ともご相談しながらご提案したいと思っています。

原子力の話は今日出てきた話ですから考えますが、一度ドイツやスウェーデン、イギリス、アメリカの中で、しっかりと自分のナレッジを持った原子力の安全規制あるいは核燃料サイクルの専門家のネットワークはあります。何人かは細野大臣に会っていただいたんですね。規制庁の常設アドバイザーにつけろと言ったんですが受けるかどうか分かりません。受けなかったら、受けてもいいんですが、こちらの委員になっていたくことも十分可能だと思うので、並行して提案させていただきます。

(松井知事)

また、具体的にぜひ教えてください。

(堺屋顧問)

地域が国よりも厳しく行こうというのは簡単なんです。だけどエネルギー全体から見

たら国よりも先にイエスと言える能力がいますね。これがないと、規制強化しているだけでは、あの石油ショックの時の大阪府民の騒ぎ様を思い出して下さい。こんど石油が無駄になったら大借金ですからね。だから、国よりも先にイエスと言える能力がなければ。私がかねがね、原子力についていっているのは、日本は基準主義なんです。ロシアと日本が基準主義。ヨーロッパとアメリカは確率主義なんです。確率主義に替えることを1996年から申し込んでいるんですが、これを推進していただきたい。よりノーと言っているだけでは、無責任になる。日本全体のエネルギーの価格、あるいはホルムズ海峡が閉鎖されたときにどうするのか、特に天然ガスの備蓄は日本は非常に少ない。だから、まず、マルコフ・プロセス(マルコフ過程)の逆行列を解いていただいたら一番いいですけどね。その手間はなかなか一筋縄ではなく、大変なんだけれども、一度そういうものをやってみれば、エネルギーの難しさが分かる。それでこういうエネルギー環境の中で、関西広域連合、あるいは府市ではこう考えるんだ、といのを明確に出してもらいたいですね。

規制を強化するのは、ノーと言うのは簡単だが、そればかりでは二重抵抗勢力になるだけなので、そこを明確な日本のエネルギー、あるいは環境政策の全体像をつくっていただきたいと思います。

(上山顧問)

今の話に近いんですけど、地方自治と電力の関係です。たまたま大阪市は関電の株を持っています。昔自分で電力をやっていて、民営化して関電ができたというふうに私は聞いています。もともと自治体がやっていた部分とかなりあると。その後大企業になって原発も持つようになって、自治体とかなり違う事業になっている。その原点に立ち返れば、今回提案するのはいいと思うんですけど、そもそも、なんで大阪市は株をもっていなければいけないのか。それから持つとしたら何パーセントが妥当なのか。このまま持っているといよとしたら棄損するかもしれないから早く売ったらという意見もあるだろう。あるいは、関西広域連合で34%持てば住民の安全という視点からのブレーキがかけられるかもしれない。もっと持てれば戦略的な地域経営のアセットに使えるかもしれない。このように、なぜ大阪市が株を持つのかという株主戦略について、株主提案の後の議論かもしれないが、考える必要があると思います。

それから、政府に対して自治体に黄金株を持たせるという制度を提案できないか。法改正が必要ですけど。イギリスなどでは国有企業を民有化するときに公益性の高い場合は1株政府が保有しておく、何かの時に拒否権を発動する。ですから、今の8.9%の一部を黄金株に替えて残り全部を売り払ってもいいのかもしれない。そういう法改正ができればですけども。株主権とは何か、自治体の権利とは何か、今回の請求のあとでもいいかもしれないですけど、考える必要があると思いますね。

(山口 PT 長)

ありがとうございました。いろいろと意見あると思いますが、本件ここで、戦略会議で受け止めていただいて、次の議題にいかせていただこうと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、次の報告事項としまして、「広域行政」の一元化に関する今後の進め方について、説明させていただきます。それでは事務局の方から。

(京極 PT 長)

PT 長の京極でございます。それでは私の方から資料に基づきまして、「広域行政」の一元化に関する今後の進め方について、これまでの状況と今後の予定についてご説明申し上げます。

後ほど上山先生の方から基本的な流れについてご説明あると思いますが、資料の 3 ページでございます。

これまで第 1 回目の府市統合本部会議で制度面について経営形態の見直し、あるいは事務事業の再編成こういったことを今後進めていくと申し上げておりましたが、経営形態の見直し、これは知事・市長がそれぞれ政策としてすでに方向性を一定公表されてきたものでございます。これにつきまして、タスク・フォース、それから前回の地下鉄、バスについてはプロジェクトチームでやっていくと申し上げましたが、これで検討を進めたいと考えております。

なお、新たに下水道につきましても今回一つ加えております。広域の部分でも具体化し、府市それぞれ下水道部門がありますので、後ほど説明申し上げますが、下水道を新たに今回加えたところでございます。

ちょっとこの項目ミスがございまして、病院が抜けておりますので A 項目は 12 項目ということになってまいります。スケジュールにつきましては 3 月までに論点整理をいたしまして 6 月には方向性を出してまいりたいと考えております。

詳しい進捗状況は後ほど説明させていただきますが、今回、体制を整えております。そういう意味で、ちょっと A 項目を説明させていただきます。

4 ページでございます。それぞれタスク・フォースあるいはプロジェクトチームの今回それぞれ担当のリーダー、サブリーダーをそれぞれ項目ごとに定めたところでございまして、今後、こういったリーダーとサブリーダーを中心にいたしまして責任を持ってタスク・フォース等の運営、進捗管理に努めてまいりまして、リーダー等は 3 月には一定中間報告をとりまとめて、本部長、副本部長にご報告申し上げます。あるいは 6 月に一定最終報告をとりまとめる、概ねこういったスケジュールで進めていきたいと考えております。そういったことで、この A 項目の部分につきましては、本日を持ちまして本格的にタスク・フォース、プロジェクトチームとして活動していくという状況にございます。

それから B 項目につきましては 1 回目の統合本部会議で 3 つ、4 つ例示をださせてい

ただいております。この区分につきましては、各所管部局で、いわゆる類似事業をやっている、あるいは重複をしているというふうに各所管部局が認識している事項を抽出しているところがございます。具体的には、10 ページ、今回B項目の現時点におけるリストを作らせていただいたところがございます。

出資法人関係につきましては信用保証協会等7項目を具体的に挙げさせていただいたところがございます。

それから公設試験施設、これにつきましては産業技術総合研究所、工業研究所等2項目を抽出しております。

それから集客施設につきましては、府立中央図書館、市立中央図書館等5項目を抽出したところがございます。

その他の施設につきまして子ども青少年施設関係等7項目を今回あげさせていただいたということで、今後この21項目について先行的に整理、検討、見直しをしていきたいというふうに考えております。

前後いたしますが、6ページにA項目の進捗状況を6ページ、7ページ、8ページ、9ページのところに進捗状況を書かせていただいております。どの項目も外部委員の方々にヒアリングを実施していただきまして、この間のこういった課題があるのかといった一般的な整理はほぼ終わったところがございます。

地下鉄につきまして先だっただけ報告申し上げましたように、いわゆる民間事業者の知識、経験を活用して成長戦略を実現できる民営化を今後検討していくことといたしております。バスにつきましても、同様の体制で持続可能な輸送サービスを検討するということにいたしております。

水道につきましてこれが7ページにございますが、大阪市と市町村、企業団によります「水道事業統合検討委員会」こういったものが設けられますので、この中で事業統合に向けての検討を進めます。本部といたしましては市水道の改革の観点から検討を加えていきたいと考えております。

一般廃棄物につきましても民間活力、廃棄物収集処理業務、あるいは焼却処理事業いずれも民間活力、あるいは民間の運営手法の活用を検討してまいります。

消防につきましては、府域消防の現状の検証を踏まえまして、市消防局の広域化の姿を検討してまいります。

病院につきましては、いわゆる府内全域の医療との関係もございまして。そういったことで、まずは住吉市民病院の方向性、あるいは弘済院のあり方を具体的に検討した上で、府域内のいわゆる医療機能のあり方、こういったものについて検討してまいります。

港湾につきましても同じように府市で一元化する業務について検討を進めてまいります。

大学につきましてはいわゆる市大改革を中心に大学のあり方、両大学の改革に取り組んでまいります。

公営住宅につきまして9ページにございますが、府営住宅の市への移管にかかる課題を中心にしてまいります。

文化施設につきましては都市魅力戦略会議との連携をいたしまして文化施設ごとに詳細な実態把握を行いまして施設運営のあり方について検討を加えてまいります。

市場につきましても府市四市場における連携方策、一体運営について検討を進めてまいります。

下水道につきましては下水道施設全般の運転維持管理体制のあり方、こういったものにつきまして一元化を検討してまいりたいと考えております。

同様にBの項目についてでございますが、これにつきましては12ページの表ともかわりますが、府それから市これをそれぞれの課単位でいわゆるカウンタパートナーといたしまして、こういった原部局におきましてまず、現状の課題の整理、あるいは将来、今後の方向性について検討を加えてまいります。そういった中で、調整がつけましたものについて、統合本部の方へ報告をしてまいります、いわゆる課といったカウンタパートナーで調整のつかないものにつきましては、局部長のマネジメントでさらに最終的には副市長、副知事の統括のもとで方向性を定めてまいりたいと考えております。それでどうしても未調整のものは統合本部の方で決定してまいりたいというふうに考えておりまして、B項目につきまして4月の初旬には論点整理を行ってまいりたいと考えております。

また、実はB項目というのはあくまでも例示でございまして府市全部の事務事業について、今後、広域あるいは基礎自治、それ以外の項目について事業の再編計画を整理してまいるわけですが、そういった中で、実際の統合にいたるまでにも連携できるものにはすべて取り組んでいくということで、一番最初にもどっていただきます、C項目こういったものがA及びBに入っていない事務事業につきましてもいわゆる政策の連携、事務事業の連携、こういったものについて同じような副知事、副市長、部局長によるマネジメントを行いまして可能なものから連携していくという方策に取り組んでまいりたいということを考えておりまして、概ね4月ころには各部局ごとに取組内容について、この本部会議に報告できるというふうにしてまいりたいと考えております。こういった項目についても今後各所管部局に周知徹底をしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

そういった意味で一番最後に14ページに作業スケジュールの概要、今申し上げました全体の作業スケジュールの概要を記載いたしております。

最後15ページは戦略協議項目の進捗状況でございますが、これはあの先ほど前回、前々回都市魅力戦略会議、エネルギー戦略会議、第2回のグランドデザイン検討部会、こういったところで進められている状況でございます。説明については省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(山口 PT 長)

それでは上山先生の方から資料いただいていますので、すみませんがよろしくお願いします。

(上山顧問)

今やってる内容は京極さんの説明されたとおりなんですけども、その背景にある考え方とか今後の見通しについて少し補足させていただきます。お手元にある「府市事業の統廃合と経営形態の見直しについて」という簡単なメモがありますので、これをご覧ください。

統合本部の事務局の中の作業、戦略協議系とそれと一元化系、統合系と二つある。統合系について全体像がほぼ作業1ヶ月強を経ましてだいたい見えてきたという状況です。

要するに何をやるのかということですが3ページを見ていただいたほうがわかりやすい。府と市がすでに事業と組織を持っています。それを統合本部で荷捌き場のような形で全部机の上に並べて分類、整理をしていく。大きなものがA、小さなものがB、その他何千といういろんな事業がその他。これを全部並べて全体を見渡していく。どこにいくべきか行き先が見えてくる。それで一番右端にハコ、制度づくりが書いてあります。行き先としては広域連合が一つ考えられる。広域自治体、これはいわゆる大阪都、それから基礎水平連携とありますが、一部事務組合作るべきだとか、消防だとか考えられる。ごみとか一部のバスとかも考えられるかもしれません。自治体、区役所が集まって作るような事務、そういう事業体があるんじゃないですかというもの。それから基礎自治体に任せる、これは特別区に限らず、既存の衛星市に譲渡するものがあるかもしれない。あと民営化して別法人にするもの。これは株式会社に限らず財団とか公益法人とか幅広く考えられる。あと廃止するもの、売却するものと、いうふうに整理ができています。

大きいものについてこの1ヶ月ほどザッと見てきた。この作業は半年くらい選択肢がなんとなく見えてくる。しかし、数字の精度を詰めていくには、さらに半年くらい必要で、まあ1年は優にかかるというのが今の感触です。非常に大きな分かれ目が2つありまして、もし法改正ができたら一気に進むものが結構ある。一方、今の法律ではできないことがいっぱいあると日々ヒアリングをしていて感じる。もう一つはこの荷捌きをして区分けするときに借金が荷捌き場にどんどん積み上がっていく。各法人の中に埋もれていたのが表に出てくる。リストラの原資をどうするかという問題です。この二つが目の前に夏以降立ちはだかって来るだろうという気がします。

以上が全体の所見なんですけど、体制でいいですよと本部の中で山口さんを中心とする制度を考えるチームと京極さんを中心とする事業を考えるチーム、二つあるんですけども二つの切り口から制度を検討し、事業の行き先を検討するということで作業をやっています。

4ページにいけます。今申し上げた仕分けの話は大都市制度が出来上がった時点、マ

ニフェストでいいますと 2015 年の 4 月以降の絵姿を考えた準備作業です。ですがもう、実はすでに一緒にやってもいい事業が結構たくさんある。従来は市と府の二元体制の中でいわれてきた二重行政、二元行政の問題は知事と市長が合意すればさっさとできることがいっぱいある。それが統一化、一本化に乗かってすでに始まっている。これが 4 ページの図ですけれども統合というのは中身が何段階かある。一つは日常業務と一緒に仲良く。真ん中に美術館って書いてありますけど、パンフレット一本化とか、ホームページと一緒にしちゃうとか非常に具体的な話です。それから事業と一緒に営むという方法があります。それからもっと上に行きますと、②番、人事・組織を一体化する。兼務発令をする。併任とか研修を一緒にするとか、同じ部屋で一緒に仕事するとか。最終的には財務・ガバナンスも一緒にする。これは役所の場合は都庁が実現しないと実現しないわけです。外郭団体などの場合はそれを待たずに一元化することも十分可能です。大阪府だけが独法化していて大阪市はまだ直営という施設がありますから、これなんかは外へ出して独法として一緒に、すぐ、することができる。こんな形で統合の仕方、深さ、タイミングが粗い姿で見えてきています。

一番重要なのは次の 5 ページです。そういう整理をしていきますと先取り統合すべきものと無理して先取りできないあるいは、する必要がないものの上下二つに分かれる。都庁ができないと無理なものが結構あります。例えば、独立行政法人。地方独法同士の合併は法律上規定がないので制度上できない、法改正しないとイケない。これはそうすると左上の欄になってしまう。そうじゃないものであればすぐにでもくっつけられる。意外と簡単にできるのは出資法人で出資比率が低いようなものです。こういったようなものは割りと早い段階で一本化できる。大きなもの、だいたいさっきの A とか B についてこういう目処がついている。他に小さいものがいろいろあって、こういうのを整理していますと 1 年はかかる。そのさき、本部長と副本部長におそらくお願いしないといけないのは国の法改正、リストラの原資をどうしますか、といったような課題が出てくる。これが現時点での見通しです。各論については、報告していきたいと思います。

(山口 PT 長)

ありがとうございました。

(松井知事)

先生、今の独法のところでね、独法同士は一本化できないのですか。片方を解散させて、一本化というのは。

(上山顧問)

解散して一回役所に取り込んでですよね。

(松井知事)

そこをもう一回。

(上山顧問)

それはありえますかね、どうですか。

(山口 PT 長)

それはありえます。一応、一旦両方廃止して新たに作るか、片方を廃止して出資という形で入れるかという、どちらかが現行の状態になる。

(京極 PT 長)

若干時間のずれなんかも、一旦直営に戻すということが、防げるのかどうかちょっと技術的には、詰める事項がございます。

(松井知事)

法律改正までいくとなかなかちょっと理解してもらえないときに、手法によってやれる可能性があるのですか。

(京極 PT 長)

やれる可能性はございますが、法律改正の難易度に応じて本当に先にそれをするのかどうか、具体的には得策というか一番我々にとっていい方法をとっていくのが一つの戦略ということかを考える必要があります。

(橋下市長)

これ、独法同士が合併できない法の趣旨は何ですか。実質的な部分というのは。

(京極 PT 長)

多分、法律制定したときに想定してないから規定していないのではないかというふうに私は考えています。

(古賀顧問)

そういう意味では、そんな難しい法律じゃないですよ。原さんに頼めばすぐできるでしょう。

(原顧問)

それはむずかしくないでしょ。

(松井知事)

リストラの財源というのは人の話になりますので、一旦は企業のリストラでもドンと落としても次の年からその分が減収、交付税が減るんですかね人が一旦そこでリストラされたとなると。

(上山顧問)

交付税というより、棚卸をしてまず表にでてくるのが不良債務です。バスとか市場の過去の分が企業会計から出てきたらどこへ持っていかです。赤字をそのまま持っているやつもあるし、一概には言えないですが。あとは人の問題。頭数自体は変わりませんので、どこにおいておくかということです。人員整理しない限りは連結決算してみれば同じことです。どこかで清算事業团的な何か武者だまりとか、赤字をためておくところか基金か何か必要なのかもしれませんがね。

(橋下市長)

細かな話ですけど、山口さんと京極さんが言ってたCですけど、Cとかその他で、メールで自律的にマネジメントやってくださいねっていうことを上山先生のメールをもとに全庁に号令をかけたらずぐにこういう体制を作ってくれてC項目、その他については副知事、副市長、部局長によるマネジメント体制というものを作ってくれました。それが12ページなんですけど、ちょっとこの範囲でですね、統合本部のところでカッコ書きで未調整のものは決定っていているのは、行政だと調整してですね、調整がつかなかったら上に上がらずにあきらめになってしまうのでね、最後は本部で決定するってことにしていますから、各現場、現場あきらめないで知事のところまで上げてくれと、もう、必ず部局から僕のところにメールが来ると、あきらめちゃったんですと、課長が、という話になりますんで、あきらめずに本部まで上げてくれれば、やる、やらないどっちかの判断は必ずしますんで、やらない場合はできないことはできないといえますので、必ず統合本部で決定しますから、途中であきらめずに上げるように強く言っておいてください。

それからエネルギー戦略会議のほうなんですけど、さっき15ページのところ会長、副会長が空白になってるんですけど、これは事務方がヘッドなのか古賀さんか飯田さんが入っていただくのかだれかが統合本部の下にぶらさがる各会議の責任者ということは、きちんと決めてもらいたいのですけどね。

(京極PT長)

今日、ぎりぎりまで会議をされていたので、今後しかるべき、すぐに。

(橋下市長)

お願いします。

それから、小河副知事にA項目の港湾なんですけどもね、8ページのところで、知事と僕がダブル選挙する前に思い描いていた港湾戦略では府と市であわせて港湾一本化して、阪神港があっても、府と市で一本化して埠頭の部分ではなくて、港湾管理のところを一本化して、阪神全体を一本化というのを思い描いていたのですが、市に入って、大阪市の持つてゐる港と泉北の港との違いとか、阪神港へのスケジュールの関係でちょっと市の方とズレがあるなど少し感じたのですけどもね、そのあたりはこれからの議論の整理ですかね。

(小河副知事)

市の方が後ろ向きになっているみたいな言い方ですが、それはいろんな反対があつて、難しい問題もあり、基本的には、特にさっきもあつた負債の話、債務の話、それをどうするかという、そこさえうまくいけば、本当は純粋な港湾であればできますし、今いろんな個別の課題あるんで、ちょっと上山先生にヒアリングしてもらってますし、神戸市のほうにも話が事務的には行くようにしてあります。とにかく早くやりたい。

(橋下市長)

大阪市の港湾局にもいわゆる港の話と開発とか引ッ付いてきた話ときりわけて、港は港で純化してほしいといつてゐるのですが、コンテナ船、商業船が大阪で、企業の専属船のみたいな形なのは堺の泉北だといういろんな話を聞いて、そのあたりはどうなんですか。府市からスタートさせるというのは。

(田中副市長)

今までは担当にそういう発想がなかったですから、あれなんですけど。最後のゴールはですね、違わないので、どういうステップを踏んでいくかだけの問題です。ただ問題はいわゆる行政サイドの効率性といいますかそういう問題とは別に、利用者の問題もありますから、ちょっとそちらのほうとも調整しながらどういう段階的なステップがいいかちょっと考えてみたいと思います。

(橋下市長)

知事と僕の頭の中では、港の部分については府と市を合わせもって大阪から動かしていこうという頭がありますから、今の課題があるのならそれは統合本部に上げてもらつて。

(田中副市長)

そういう方向で調整しようと思っています。

(松井知事)

今の利用者サイドに立ってとなると、利用者から見て使いにくくなるなという部分はあるのですか。

(田中副市長)

その辺の意見はいろいろあるようですので。ちょっと詳細はあれですが。

(松井知事)

わかりました、そこを早急にお願いします。

(上山顧問)

大阪市の港湾部門についていうと利用者サイドがどうかっていうのはあまりそもそも見えていない。ソース、情報を持っていない。港湾局は建物に例えるとマンションのオーナーのような存在。管理人は民間の事業者。オーナーは現地にいるけど、入居者がどういう状況かという目線でみていない。そもそも考えたことがないというのに近い。府はどうかわかりませんが、本当の利用者のニーズに関して港湾局がどこまで把握できるのか。あるいはしようと思ってもできない体制かもしれない。ちょっとこれはそもそものところをゴリゴリ見ないと、よくわからない。これは港湾に限らないですね。「見える化」する作業がそもそも必要です。5年前に事業分析やったようなセクションはかなりすっきりしているのですけれども。実態把握がそもそも自分でもできてないところというのは結構あるんですよ。

(橋下市長)

港湾局は5年前にやってなかったのですか。

(上山顧問)

やったけれども、土地の埋め立てとかの作業が中心でした。阪神港の話は別のことというか、船会社の話も聞いたりしたけれどもあまり話が進まないうちに終わっちゃった。問題は別の切り口で考えないと。統合という意味では、テクニカルにはそんなに難しくない。しかし、統合して何の意味があるのか、どういう港であるべきか改革案が必要になる。これは外郭団体もそうなのですがデータはあるのですが、ユーザの視点から、今のパフォーマンスを見て評価する視点がそもそもない。決められたことを粛々とまじめにやって、コストも減ってるし、人も減ってますとおっしゃる。しかし、あるべき姿に

照らしてどうなんですか、というとなんていうことは考えてきてない。時間を与えてユーザ情報をとることをやって自己改革案をまず作ってもらわないと。それからやっと統合という話につながる。新しい形になったときに何をやるのかが見えてこないとなんて足して組織つくってもしょうがない。

(堺屋顧問)

これね、それぞれの設置について国の法律に絡んでいるもの、国の補助金、出資金がからんでくるもの、そういうのを整理してほしいんですよ。

それから法改正というのは、法案つくるのは簡単だけれども、国会通すのは大変な仕事になりますから、よほど大阪都も地方自治法を変えるのではなくて、一つずつこの所管、何省所管でどうなってるのか、まず国との関係を整理してそれのないやつは割りと簡単だと思うんですよ。

港湾は国土交通省の両方にかかりますよね、旧運輸省と旧建設省と。そこへ関税がかかりますよね、税関の運営だけでもものすごく難しいですからね。神戸税関と大阪税関に分かれますから。全体がどういうからくりになっているのか一覧表にしてもらったほうがいいと思うんですよ。それで全くそういう感じの少ない問題は自主的にできるわけですよ。だけど補助金が出てたり、出資金が出てたり、人が派遣されていたり、所管が違ったりすると、非常に複雑になりますから、そういう整理をして手をつけられそうなやつを洗い出してもらいたいと思いますね。

(小河副知事)

港湾の話で上山先生ご理解お願いしたいです。まず原点はこれだけ小さな港にね、管理者がいるのか、もともとできてきた時代背景、作る側の論理できた。今はね、こういうのはできていると、それをどう使うかというときに、こんな狭いのに別々に変わっているのはおかしいのではないかという観点、法律変えなくても港務局でできるやないかということで始めたんですね、これ。上山先生おっしゃったようにきちんともう少ししたらどうなんだと、わかりやすくするのは大事ですけども、やっぱりこんな狭いところにいるのかということですね、一人の運営体がマネジメントすれば使い方は変わってくるんですね、すでにある港湾。そういう意味で始めてますので、できるだけ思ってます。

(松井知事)

このタスク・フォースと PT のさっきの話ですけども、利用者の視点が大事なので、報告上がってくるときには具体的に利用者がどういっているのか必ず入れて込んでおいてほしいんですよ。どういうサービスを求めているのか、各 PT で利用者の意見を重視するというふうに伝えておいてもらいたい。

(京極 PT 長)

わかりました。利用者の視点もいれた報告書を作成するようにいたします。先ほどの堺屋先生のご指摘でございますが、それぞれ公物管理法がございますので、それと所管。3 月中には法的に何が問題なのか整理して考えますのでちょっとだけお時間はいただいて、3 月中にはなんとかいたしますので、よろしくお願いします。

(堺屋顧問)

もう一つはね、利用者の視点、例えば港湾。荷役の利用者と船の利用者と全く意見が対立するわけですね。それから文化施設だとかはお客さんと管理者と興行主、これまた全然意見が対立するわけですね。だからね利用者とはだれかというのを明確にする。つまり最終利用者、港湾なら船、文化施設ならお客というね、最終利用者の視点を入れないと管理者に聞いたらダメです。医者でも病院のということと患者のことは正反対ですからね。学校だと、先生の言うことと、生徒の言うことが反対なのと同じです。どの利用者かということを明確に意識して最終利用者を一番重視するという視点で考えてほしいと思います。

(橋下市長)

港は阪神港というのがありますが、もともと狭いところに港湾管理者二人いてどうなんだというところからスタートしましたので、最終ゴールは阪神港をどう使うかということになると思うんですけど、多分府と市が合わさった効果の面というのは阪神港と比べればそんな莫大にでるものではないと思うのですが、そこは港湾管理者が狭いところに二つあるのはどうなんだというところを、ちょっとそういう意味では港の全体像というのは府市一本化の話よりも、阪神港の話なのかなと思います。府市一本化はきわめて組織マネジメント的な話につけるのかなと思います。

あと、法改正のところなんですけど、いろいろ上山先生がやって法律にぶち当たったということなんですけど、僕が頭で追いついていないのは、仮に新しい大都市制度で都というものができれば、そういう法改正なくとっこ、とっこ合併やら何やらということができるということですか。大都市のハコモノとは別に別個法律が必要なのか。

(京極 PT 長)

すでに独法になっている場合はそれぞれ行政から独立した形になっておりますから、都になっても、設置者は都に一本化されるけれども、その独法が統合する法的根拠があるかという先ほど申し上げたとおりないということです。それから例えば赤字の承継という形で、同じ市の事業と府の事業で、両方広域ということになれば、統合事業になるとすれば赤字は当然都に承継されてしまう、法的には当然の原理があるということで。最終処理をどうするのがある。ただ民営化するということになりますと、結局統合制

度があっても外出しになりますから、すでに過去の負債を一般借入れでしのぐのか、それをもって将来の収益で返していくのか、あるいは一挙に起債を繰り上げ償還するのか、そのときの財源はどうするのか、そういう問題。これは法律で民営化した場合、特別法で今までやったケースがありますけども一般法ではまだ作られていませんから、メトロのときのやつを参考にするとかいう程度であって、法的には人員をどうするか、すでにつき込まれた補助金がどうなるのかというのは法的には、特別法がないと解決しにくい世界かなと考えております。

(橋下市長)

わかりました。法律の問題は一回まとめてもらって、政治活動の話になるのでしょうけど、政治とは別の、法改正こんなのが必要なんだと、わーっと掲げてまいるというそんな話と、16日に地制調に呼ばれて説明しに行くときに、地制調のメンバーは知事と市長がそういう関係だから話し合いやってればうまくいくやんかという、わざわざ大都市制度をいじらなくても話し合いでいけるやないかという雰囲気がすごいあると聞いているのですが、今言ったように、そうは言いつつも今ぶち当たっているいろんな課題が大都市制度が変わればスムーズに解決するっていう、そういう問題点を、全部整理しなくてもかまわないですから16日の前にアドバイスしてもらいたいんですけど。

(山口 PT 長)

わかりました。整理をさせていただいて

(橋下市長)

これだけ課題が出てきていて、二つの自治体を残していると課題だらけなんだけど、上山先生の言っている大都市のハコを変えることによって、こういう問題が解決しますよ、というようなことが強調できればいいんですけどね。

(山口 PT 長)

わかりました。

(堺屋顧問)

附則で書き換えるということもあるかな。

(原顧問)

あると思います。

(堺屋顧問)

大都市の地方制度改定の分も附則で変えられる分はそっちで変えたらいいかな。

(原顧問)

もっと大量に束ねてやらないといけない状態に。

(堺屋顧問)

附則でかなり変えられると思うんですよ。

(橋下市長)

どこを変えるんですか。

(堺屋顧問)

両方に出資しているところは、地方自治法改正案の中で附則として。

(橋下市長)

できますよ、とすれば、そうなんですか。そうなれば、それはそれで大都市制度をいじるメリットにはなるわけですよ。

(山口 PT 長)

そういうやり方も当然あるし、一括法でやるというのもあります。

(上山顧問)

水道とか公営住宅、個別の法律の中身にやっぱり統合を阻害する要因があります。国から出した補助金を戻さないといけないとか、基礎自治体の仕事だと解釈になっている事項では広域連合よりも強力な仕組みが作れない。法人格を国は勝手に法律作って出資法人作るので、自治体はそういう独自の法律を作れない。国の用意したメニューのなかでしか法人を作れない。これは民法に影響するような話ですけども、本当の分権、自治を考えるなら、自治体も同じように法人を自由に作れるようにしてもらいたい。そういったレベルの話は、自治法改正の中に入れていったほうがいい。

(橋下市長)

ここまで具体的に、統治機構をいじろうということで、作業をやり始めていろんな壁にぶつかって、ぶつかったんだけど、大都市制度を変えれば、こんだけいろんな課題があるけども変えられるじゃないか、話し合いではできません、できないですねというのは地制調でもぶつけられますけどね。

(山口 PT 長)

わかりました。至急整理すべきものは精査して、堺屋先生にいただいた全体はちょっとお時間いただいて、ちゃんと整理させていただきたいと思います。

(上山顧問)

府庁も市役所も改革って言うのは、経費節減と人員削減だと染み付いているんですね。今回大都市制度で都構想やっていくときには発想を変えていただきたい。成長戦略に貢献すべきものもあるし。大阪市バスが大阪市の外にいてもいいんだよという、みんなキョトンとしてみてるわけですけども、その方が大阪全体のためにいいんだったら、成長しちゃってもいい。こういう要素が結構ある。さっき港湾管理者が二つあるので一個にしようというのは、経費節減、合理化の発想だと思うんですよ。それはそれでやるべきですが。

(小河副知事)

違うんですよ。

(上山顧問)

統合はそれでいいけれども、お客さんの方を見て本来、大阪港どうあるべきかという議論をやったり横で、もう一個、別のところでやる必要がある。改革と統合は違う、改革してから統合しないと経費節減でしかない。ここのところの違いは事業で触れますけど、言っていく必要があるわけですね。

(山口 PT 長)

ありがとうございます。すみません、ちょっと予定の時間を超過してしまったんですけども。

(橋下市長)

地制調はとにかく懐疑的に見てますからね、二重行政のことだけでこんな大騒ぎしやがって、と言われてますから。産業政策やなんやの一本化とはどういうことや、とか、もう難癖ばかりつけてきますんで、国がこんなぼろぼろの統治機構やっているから地方はえらい迷惑こうむってね、これを変えるためには大都市制度をいじるしかないということを山口さん、京極さんばしっとまとめていただいて、そのまま読み上げますんでお願いします。

(山口 PT 長)

至急、相談させていただきまして。

(橋下市長)

成長戦略だということも含めてですね、あと3日しかないですけど。

(山口 PT 長)

ご相談さしあげるといことで、よろしくお願いします。

(堺屋顧問)

今、上山先生がいみじくもおっしゃったように、私も意見書出していますけど、府市の職員の方は前向きにね、日本を我々から変えていくんだという意識でやってもらいたいと思います。教育基本条例等の議論を聞いていると、どうもそういう感じが乏しいので、ぜひ前向きに、日本を大阪から変える意識でやってもらいたい。次にはぜひね、成長戦略それから都市改革そういうことをテーマにしてもらいたいと思います。私どももそういうことで用意させていただきますので、次か、次の次くらいでどっちかで取り上げてもらいたいとおもいます。

(山口 PT 長)

ありがとうございます。いろいろご意見、ご指示もいただきましたけれども、基本的にはそれぞれ広域行政については、Aについては3月末に論点整理、Bについては4月上旬、Cについては4月半ばくらいを目処に作業を進めたいと思っております。それでご確認いただいてよろしいでしょうか。

本日はこれで統合本部会議を終了させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。